

# 福祉・介護職員等特定処遇改善加算を算定するためには

## 1 特定処遇改善加算の算定要件の確認

- 1 現行の処遇改善加算Ⅰ～Ⅲのいずれかを算定していること
- 2 職場環境要件について、「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」、「その他」の区分で、それぞれ1つ以上取り組んでいること
- 3 情報公表システム等において、取り組んでいる職場環境等要件の内容を等公表していること（公表予定含む）

 勤続10年以上の介護福祉士等がいなくても算定可能

## 2 加算区分の確認

- 特定処遇改善加算の加算区分は、ⅠとⅡの2区分
- 配置等要件、その他全ての要件を満たした場合、区分Ⅰを算定可能。

配置等要件：福祉専門職員配置等加算（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護にあたっては特定事業所加算）を算定していること。

※ 重度障害者等包括支援、施設入所支援、短期入所、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援にあたっては、配置等要件がないため、加算区分は一つとなる

## 3 特定処遇改善加算の見込額の計算

- 加算率に基本サービス費を乗じる形で計算

基本サービス費  
(現行の処遇改善加算分を除く)

×

各サービスの  
特定処遇改善  
加算の加算率

=

各事業所の特定  
処遇改善加算に  
よる収入

 事業所ごとの勤続10年以上の介護福祉士等の数に応じて加算されるのではない

## 4 処遇改善計画書の作成する単位の決定

- 複数の事業所を有する場合は、処遇改善計画書と同じ単位で実績報告書を作成することを念頭に、計画書の作成単位を決める。

## 5 賃上げのルール決定

### 1 賃上げを行う職員の範囲を決める

- 1 経験・技能のある障害福祉人材を定義した上で、全ての職員を「A：経験・技能のある障害福祉人材」、「B：他の障害福祉人材」、「C：その他の職種」に分ける。

- Aを定義する際のルール  
10年より短い勤続年数でも可。他法人での勤続年数もカウント可能

- 2 どの職員範囲（1、2又は3）で、賃上げするかを決める。

- 1) 経験・技能のある障害福祉人材（Aのみ）
- 2) 障害福祉人材全体（A+B）
- 3) 職員全体（A+B+C）

加算額を全てAに配分することも可能。BやCに配分することも可能。

### 2 賃上げ額と方法を定める（配分ルール）

- 1 Aのうち1人以上は、月額8万円の賃金増又は年収440万円までの賃金増が必要。

Aの中に既に年収440万円の人がいる場合は新たに設定する必要はない。小規模な事業所等は、この条件を満たさなくてもよい。

- 2 グループ（A、B、C）の平均賃金改善額について、**AはBより高く、CはBの2分の1以下**

各グループ内の一人ひとりの賃上げは、一律でもメリハリをつけて可。

# 1 特定処遇改善加算の算定要件の確認

## 要件 1

現行の福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅲ）のいずれかを算定していること

※ 処遇改善加算の算定と同時に、特定処遇改善加算の届出を行い、算定される場合を含む

## 要件 2

福祉・介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行うこと

職場環境等要件に関し、複数の取組を行うこと

※ 処遇改善加算と異なる取組を行うことまでは求めている。

入職促進に向けた取組	6つの区分から3つの区分を選択し、それぞれで1つ以上の取組を行うこと。
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	
両立支援・多様な働き方の推進	
腰痛を含む心身の健康管理	
生産性向上のための業務改善の取組	
やりがい・働きがいの構成	

## 要件 3

情報公表システム等において、取り組んでいる職場環境等要件の内容等を公表していること（公表予定含む）

- 以下の内容について、障害福祉サービス情報公表制度を活用し、公表していること
  - ・ 処遇改善に関する加算の算定状況
  - ・ 賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容
- 原則は、情報公表システムでの公表だが、事業所のホームページがある場合は、そのホームページでの公表もOK



勤続10年以上の介護福祉士等がいなくても算定可能

## 2 | 加算区分の確認



特定処遇改善加算の区分は、ⅠとⅡの2区分。

Ⅰは、「配置等要件、現行加算要件、職場環境等要件及び見える化要件」の全てを満たす場合、算定可能。

区分（Ⅰ）は、「配置等要件、現行加算要件、職場環境等要件及び見える化要件」の全てを満たす場合、算定可能。

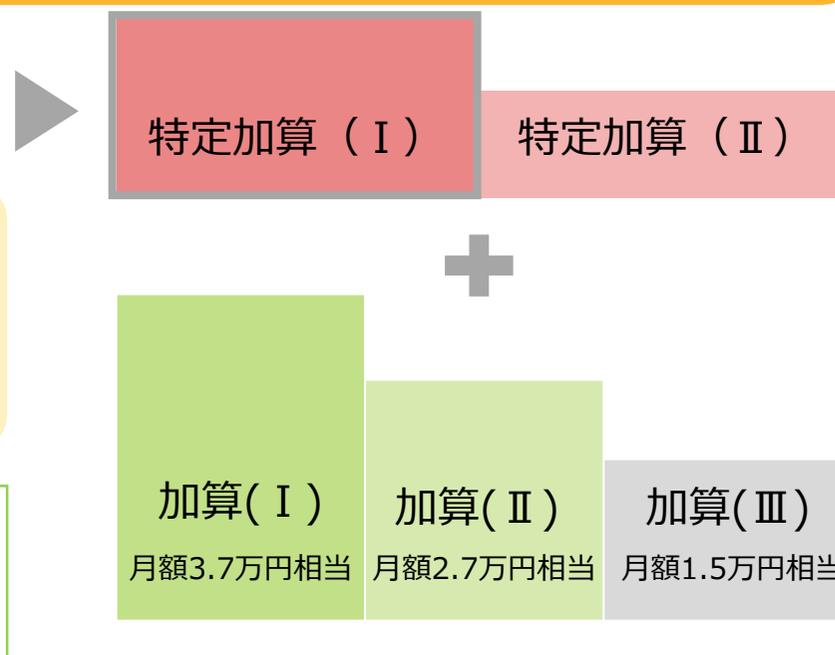
### ● 配置等要件

福祉専門職員配置等加算（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護にあたっては特定事業所加算）を算定していること。

※ 重度障害者等包括支援、施設入所支援、短期入所、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援にあたっては、配置等要件がないため、加算区分は一つ（区分なし）となる

### 留意点：年度途中での変更の届出

- 配置等要件に関する適合状況に変更があり、該当する加算区分に変更が生じる場合には、届出が必要
- 喀痰吸引を必要とする利用者割合についての要件などを満たせないことで、特定事業所加算を算定できない状況が、3ヶ月を超えて常態化した場合は届出が必要



現行の加算区分

## 2 加算区分の確認 — (参考) 加算率

### 1. 加算算定対象サービス

サービス区分	福祉専門職員配置等加算等の算定状況に応じた加算率	
	区分 (I)	区分 (II)
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護	7.0%	5.5%
重度障害者等包括支援	6.1%	
生活介護	1.4%	1.3%
施設入所支援、短期入所	2.1%	
療養介護	2.1%	1.9%
自立訓練（機能訓練、生活訓練）	4.0%	3.6%
就労移行支援、就労継続支援（A型、B型）	1.7%	1.5%
共同生活援助	1.9%	1.6%
児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス	1.3%	1.0%
居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援	1.1%	
障害児入所施設（福祉型、医療型）	4.3%	3.9%
障害者支援施設が行う生活介護	1.7%	
障害者支援施設が行う自立訓練（機能訓練、生活訓練）	2.6%	
障害者支援施設が行う就労移行支援、就労継続支援（A型、B型）	1.8%	

### 2. 加算算定非対象サービス

サービス区分	加算率
就労定着支援、自立生活援助、計画相談支援、障害児相談支援、地域相談支援（移行）、地域相談支援（定着）	0%

### 3 特定処遇改善加算の見込額の計算

配置等要件を満たしているか？

満たしている

福祉専門職員等加算（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護にあたっては特定事業所加算）を算定していること。

※ 重度障害等包括支援、施設入所支援、短期入所、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援にあたっては配置等要件がないため、区分は一つ

満たしていない

特定処遇改善加算（Ⅰ）の算定

特定処遇改善加算（Ⅱ）の算定

特定処遇改善加算（Ⅰ）の算定額の計算

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{基本サービス費} \\ \text{(現行の処遇改善加} \\ \text{算分を除く)} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{各サービスの} \\ \text{加算区分(Ⅰ)} \\ \text{の加算率} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{各事業所の} \\ \text{区分(Ⅰ)によ} \\ \text{る収入} \\ \hline \end{array}$$

特定処遇改善加算（Ⅱ）の算定額の計算

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{基本サービス費} \\ \text{(現行の処遇改善加} \\ \text{算分を除く)} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{各サービスの} \\ \text{加算区分(Ⅱ)} \\ \text{の加算率} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{各事業所の} \\ \text{区分(Ⅱ)によ} \\ \text{る収入} \\ \hline \end{array}$$

※各サービスの加算率はP.4を参照

特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善の実施

特定処遇改善加算の算定額

賃上げの実施



- 特定処遇改善加算は、事業所毎の勤続10年以上の介護福祉士等の数に応じて配分されるものではない
- 配分ルールは P.7、8の考え方で決める

処遇改善計画書と同じ単位で実績報告を行うことを念頭に、計画書の作成（申請）単位を決める。

- 特定処遇改善加算の配分ルール（P.7、8）について、複数事業所を一括で取り扱うときには、以下に留意。

1. 経験・技能のある障害福祉人材における「月額8万円」の改善又は「役職者を除く全産業平均水準（年収440万円）」の設定・確保  
→ **（法人等の）申請単位で1人ではなく、一括して申請する事業所の数に応じた設定が必要**  
（設定することが困難な事業所が含まれる場合は、その合理的説明を行うことにより、設定人数から除くことが可能）
2. 平均の賃金改善額について、
  - ・ A：経験・技能のある障害福祉人材は、B：他の障害福祉人材より高くすること
  - ・ C：その他の職種（役職者を除く全産業平均水準（年収440万円）以上の者は賃金改善の対象外）は、B：他の障害福祉人材の2分の1を上回らないこと
 → **（法人等の）申請単位の全体を一つの単位として取り扱うことが可能。**

- 算定区分が（Ⅰ）、（Ⅱ）で異なる場合であっても、一括の申請は可能
- 一括申請が可能な事業所の範囲（オレンジ部分）

加算取得事業所	加算未取得事業所	特定処遇改善加算非対象サービス	医療介護保育
特定処遇改善加算対象サービス			
障害福祉サービス等			

### 例

法人が4事業所分を一括して申請する場合



1. 経験・技能のある障害福祉人材における「月額8万円」の改善又は「役職者を除く全産業平均水準（年収440万円）」の設定・確保

→ **法人内で各事業所1人分として、合計4名の設定・確保**

2. **法人の職員全体で、**

A：経験・技能のある障害福祉人材、B：他の障害福祉人材、C：その他の職種を設定し、処遇改善額を設定

## 1 賃上げを行う職員の範囲を決める

1. 経験・技能のある障害福祉人材を定義した上で、全ての職員を「A：経験・技能のある障害福祉人材」、「B：他の障害福祉人材」、「C：その他の職種」に分ける。
2. どの職員範囲で配分するか決める。

- 加算額を全てAに配分することも可能。BやCに配分することも可能。（全ての職員をA、B、Cに分ける）
- 介護福祉士等の要件：福祉・介護職員のうち介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士又は保育士のいずれかの資格を保有する者、心理指導担当職員（公認心理師含む）、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者

いずれの範囲も選択可能

### A | 経験・技能のある障害福祉人材

（定義する際のルール）

- ・勤続10年以上の職員を基本
- ・介護福祉士等に該当すること
- ・勤続年数は、他の法人や医療機関等での経験等も通算可能
- ・事業所の能力評価や等級システムを活用するなど、10年以上の勤続年数がなくても業務や技能等を勘案し対象とできる

### B | 他の障害福祉人材

（定義する際のルール）

- ・「A：経験・技能のある障害福祉人材」に該当しない障害福祉人材
- ※ Aに該当しない福祉・介護職員、心理指導担当職員（公認心理師含む）、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者

### C | その他の職種

（定義する際のルール）

- ・障害福祉人材以外の職員



- 労使でよく話し合い、設定することが重要。
- Aは、介護福祉士等に該当する者がいない場合や、比較的新しい事業所で研修・実務経験の蓄積等に一定期間を有するなど、職員間における経験・技能に明らかな差がない場合にまで、設定を求めるものではない。（設定しない場合は、処遇改善計画書及び実績報告書に具体的な理由を記載する。）
- Aでは介護福祉士等に該当することを求めるが、10年より短い勤続年数でも可。他の法人での経験もカウント可能。
- ※ 上記のうち、特に職種により分類している部分について、職員分類の変更特例の適用を行わずに、分類ルールに沿わない職員分類で届出を行っている不適切な事例が散見されるため注意が必要。